

## 我慢と無責任 戦後日本の社会規範と福島原発事故

本田康二郎\*

Patience and Irresponsibility —The Social Norms in Postwar Japan and The Nuclear Disaster in Fukushima

Kojiro Honda\*

### はじめに\*\*

福島原発事故という未曾有の人災から、我々は何を学ぶべきなのであろうか。いまだ収束していないこの事故の全体像を論じることは難しい。東電や官邸内部における事故発生当初の対応については、いくつかの事故調査報告書が出されたことで、原発を爆発させてしまった経緯についてこれから様々な評価がなされていくだろう<sup>1</sup>。

本論ではこの事故の放射能災害としての側面に光を当てる。事故発生から現在まで、東電や政府はリスク情報を適切に国民に開示してきたであろうか。国民の多くは政府の発表する情報や、東京電力が発表する情報について不信感を抱いている。この事は事故直後の政府筋の情報が二転三転したことに端を発しており、看過できない大きな問題となっている。

日本人は、先の太平洋戦争時に政府筋の情報を鵜呑みにして行動し、国家が危機的な状況に陥るまで気付かなかった苦い経験を持っている。従って、原発被害に関する安全情報を政府が隠しているのではないかという疑いは、古い記憶を呼び起こし、我々に対して大きなストレスを与え始めているのだ。

国民の不信に対して、政府の方は誠意をもって応えようとはしていない。むしろその逆である。日本政府は国民が政府の方針について勝手に自分の意見を表明することを好まない。そこで、彼らは最近になって Twitter 等の SNS を用いたインターネット上の市民間のコミュニケーションを“監視”しはじめている<sup>2</sup>。政府発表に同調しない者を見つけ出し、

---

\*人文科学 Department of Humanities

\*\*本稿は、2011年8月22-23日にケンブリッジ大学で開催されたシンポジウム ISIS2011(2<sup>nd</sup> International Symposium on Innovation Strategy)にて発表された手稿 (Derivation of the “Japan Disease” —The Social Norms in Postwar Japan and The Nuclear Accident in Fukushima) に加筆修正を加えたものである。事故発生直後に書かれた原稿であるため、本文中で引用した諸資料の内容がそれ以降発表された情報と食い違っているかもしれない。しかし、事故当時の混乱した状況の中で書かれた息づかいを残すため、極力原文に手を加えないでおこうと思う。完全な事実誤認があった場合は修正した。

<sup>1</sup> 例えば、日本科学技術ジャーナリスト会議編『徹底検証！福島原発事故 何が問題だったのか』化学同人、2013などが出版されている。

<sup>2</sup> 詳しくは後述する。

“適切な指導”を行おうというのだ。

こうした状況下で、政府に対して脱原発の方針をとるよう直接行動をとる人々も現れはじめている。大勢に順応しがちな日本人の特徴から考えると、2011年4月10日に東京で行われた反原発デモへの参加者が一万人を超えたことは画期的な出来事であった。こうした国民の声を受けて、菅元首相も「脱原発宣言」を出すに及んだ。しかし、これを見て日本社会において民主主義が成熟してきていると考えるのは早計である。このデモについて、大手新聞はほとんど取り上げなかったし、逆に菅元首相に対する攻撃はどんどん強まるばかりであった。

これまで巨大な資本をもつ電力業界が、メディアを買収し、報道を通して人工的につくったリアリティを国民に信じ込ませようと躍起になってきたが<sup>3</sup>、このことは原発事故が発生した後でも当てはまる。テレビ、新聞から発せられる情報の多くが、政府の原発推進政策を延命させるために発せられているのだとすると、我々は信じるに足る情報をどこから得ればよいのであろうか。

日本政府は、国民に対して原子力発電は絶対に安全だと説明してきた。官僚たちはそうやって説明していくうちに、自分達で作った「安全神話」を自分達自身で信じるようになってしまったようだ。彼らは全電源喪失後の約3時間半で原子炉圧力容器が破損するという予測があったにも関わらず、これを無視して安全対策を怠ってきたのである<sup>4</sup>。そうして、ついに今回の破局に至ってしまった。これだけ失敗がはつきりしてもなお、彼らが「安全である」というメッセージを出し続けている理由は何であろうか？

本論では、政府や東京電力のコミュニケーションの失敗の原因を、日本人の気質あるいは社会規範の側面から分析してみたいと思う。このような視点から分析するのは、こうした失敗を対岸の火事のように眺めるのではなく、失敗原因を自己の内側で反省できるようにするためである。この社会を構成してきた社会規範は、我々一人一人が先祖から受け継ぎ支えてきたものである。しかし、そのような規範意識こそが、今回の失敗の遠因になっている可能性がある。社会を構成する我々一人一人がそれを自覚することが出来れば、復興という言葉に新しい意味を付け加えることが出来るようになるはずだ。つまり、元に戻す復興ではなく、このような事故やコミュニケーションの失敗を防止できる新しい社会の再構築が可能になると思えるのだ。

## 1. 日本病—我慢と無責任

2011年3月11日に東北地方で発生した大地震と、それに伴って発生した大津波は各地に甚大な被害をもたらした。海岸線に近い町の多くは、壊滅的な打撃をうけ、そこでは多くの人々が家族を失ったり、家財を失ったりした。このような未曾有の大災害取材する中で、被災地に入った海外の記者たちを驚かしたのは、災厄に遭っても冷静さを失わ

---

<sup>3</sup> 加藤 2011 を参照。

<sup>4</sup> 読売新聞, 2011 年 4 月 4 日。

ずに行動する日本人の姿であった。

被災した人々は、配給を受け取るために整然と列をつくるので混乱は発生しなかったし、十分とはいえない食料や水を互いに譲り合う気配りを保ち続けた。非常事態の中にあつて、人間の尊厳を見失わない彼らの姿を、多くの海外メディアが讃えた。彼らは日本人のもつストイックな気質を「我慢」という日本語とともに、世界中に伝えたのだった。

イアン・ブルマ氏 (Ian Buruma) は、「我慢」気質を「地震や津波を止める手立てはないのだから、破壊が差し迫っていると知っても、それを避けがたい人生の特徴として受け入れてしまった方がよい」(There is nothing you can do to stop an earthquake, or a tsunami, so you might as well accept the idea of imminent destruction as an unavoidable feature of life.) という考え方だと解説しているが、これは的確な指摘であろう<sup>5</sup>。

日本は元来災害の多い土地である。夏の台風のおかげで水害は毎年のように発生する。火山が多く、その噴火によって時には大きな火砕流が発生することもある。さらに世界でもっとも地震の頻発する地域であり、これにともなう津波の被害も数十年おきに必ず発生している。

日本人の先祖たちは、こうした自然災害に抵抗するのではなく、自然のもつポジティブな性質(生産性)とネガティブな性質(破壊性)をともに享受する態度を培ってきた。そして、このような態度が仏教哲学の説く「無常観」の思想と融合し、日本人に固有の自然認識をもたらすことになった。日本人は、自然が与えることもあれば、奪うこともあるということをあらかじめ知っている。そして、破壊の後には必ず再生があることも知っている。自然の本質を「はかなさ」であると認識することは、人々の受難の苦しみを和らげてくれる。生き残った者たちは、互いの苦悩に共感しながら、再生を確信して現状に耐え、新しい生活を始めようとするのだ。こうして、人々の「我慢」気質のおかげで、被災地では目立ったパニックもなければ、略奪や暴動も発生することはなかった。

多くのメディアから賞賛された「我慢」気質であるが、日本人がこの気質を持っていることで不利益を被ってきた側面も存在している。

日本人は、封建時代を通じてエリート階級である武士から彼らの支配を「我慢」するように教育されてきた。度を過ぎたプレッシャーを与えられない限り、社会の約8割を占めた被支配層である農民は、武士達の課す重税や労役を甘んじて受け入れてきた。「我慢」できることは、徳目の一つとして教育されたので、真面目な人ほどよく耐えた。つまり、日本人の先祖たちは、自然災害だけでなく、圧政をもよく「我慢」してきたのだ。こうして、自然が引き起こす災害と人間が引き起こす災害を区別せず、そのどちらに対しても「我慢」

<sup>5</sup> Daily Mail Online on 19th March 2011,

<http://www.dailymail.co.uk/news/article-1367825/Japan-earthquake-tsunami-How-country-drawn-strength-disaster.html>

する気質が培われてきた<sup>6</sup>。

ブルマ氏は「自然災害や権威主義的な支配者に直面した場合、人間にとって自分の運命を変えるために出来る事はあまり多くはないのだという気分は、個人の責任を放棄することにつながり得る。」(The feeling that a human being can't do much to alter his fate in the face of natural catastrophes or authoritarian rulers can lead to an abdication of individual responsibility.) と述べて、日本人の「我慢」気質の負の側面を指摘した<sup>7</sup>。

自然災害が発生した場合、我々は誰かに災害発生を問うことはできない。しかし、人的災害については、これを問うことが可能であり、またこれを問うことで災害の再発を防ぐことが可能となる。ところが、日本人は「我慢」気質によって、こうした責任追及をあきらめてしまう傾向が強い。たとえば、第二次世界大戦において日本政府の行った行動は、国家を破滅させたという点であきらかな失敗であり、当然そうした失敗の責任が追及されるべきであった。ところが、責任追及が徹底的に行われることはなかったのだ。大戦に対して戦後日本人の行った態度について先のブルマ氏が次のように要約している<sup>8</sup>。「たとえば、連合国と行った戦争は、途方もなく自己破壊的であり、他国にとっても壊滅的であったが、日本敗戦後の 1945 年には、それは人々から毎度毎度の自然災害の一つとして受けとめられた。」(The war with the Allied powers, for example, colossally self-destructive, as well as devastating to others, was widely regarded after Japan's defeat in 1945 as yet another natural disaster.)

第二次世界大戦当時、日本人は所属する組織において自分に与えられた役割を全うすることに強いプライドを持っていた。与えられた役割を演じきることで、共同体の利益に貢献できると信じていたためであった。また、自分より上位にある者が発する命令に対して従順であった。国家の上位から下される命令は必ず「共同体の利益」を根拠にして下されたので、疑う必要がなかったのである。

もちろん、自らの理性を用いて判断を下す人間も存在し、不合理な命令に逆らって意見する者もいた。しかし、そうした人物は組織の和を乱す罪を犯したとして、徹底的な暴力にさらされた。その結果、批判的精神の持ち主も、命令に素直に従うそぶりをするので、周囲の人間との軋轢をさけていったのだ。

上位者からの命令に従って、与えられた役割を全うすることに全力を傾けた結果、敗戦という国家の危機を招いた。この結果に対して、裏切られたと怒りの声を上げる人々もいたが、多くの国民はこれを身に降りかかった自然災害ととらえることで、「我慢」することにしてしまったのだ。

従って、当時の日本の支配層は連合国最高司令官 (SCAP: Supreme Commander for the Allied Powers) からは裁きを受けたが、日本国民からは裁かれず、結局国民に対しては何

<sup>6</sup> 家永 1954 : 209-15 を参照。

<sup>7</sup> Daily Mail Online on 19th March 2011

<sup>8</sup> Ibid.

の責任も負わずに済んでしまったのだ。結果として、日本の指導層は、戦前以上に国民を侮るようになってしまった。

日本人は今再び新しい危機に直面している。地震と津波によって引き起こされた福島第一原発事故がそれである。福島第一原発は「想定外」の大地震によって引き起こされた事故である、というのが日本政府と東京電力が事故当初から繰り返してきた主張である。この発言の中に、この原発事故を自然災害として認識させたいという思惑がはっきり読み取れる。そして、東北で被災した多くの人々には、この事故によって引き起こされてきた被害について「我慢」してもらおうという意図が見え隠れしている。

しかし、この事故の原因がたとえ地震と津波であったとしても、非常用ディーゼルエンジンの設置場所に関する設計ミス、事故発生以降の政府や東電によるコミュニケーションの失敗などは天災とはいえず、これらは明らかな人災である。これに気付いた人々により、政府に対してエネルギー政策を見直すよう訴えるデモが各地で始まっているが、政府が国民との間で本格的な議論を始めようとする気配はまだない。彼らは今のところ、国民が生活の安全に関わる正確な情報を得ようとして自主的に活動することに、警戒感を示すのみである。例えば、経済産業省の下部組織である資源エネルギー庁は、市民がツイッターやブログを用いて自主的に危機情報を発信することを恐れて、インターネット上のコミュニケーションの監視を始めているのだ<sup>9</sup>。

日本人は、今回の福島第一原発事故についても、かつての大戦の時のような態度をとるのであろうか。すなわち、責任の所在をあいまいなままにして、予期せぬ天災に見舞われたかのように、だまってこれに耐えるだけなのであろうか。

原子力発電のリスクについて何年も前から危機感を抱いてきた前福島県知事の佐藤栄佐久氏は、核廃棄物処理について電力会社や政府が何の具体的な計画も持ち合わせて来なかった事実を知り、彼らが「責任者の顔が見えず、誰も責任を取らない日本型社会の中で、お互いの顔を見合わせながら、レミングのように破局に向かって全力で走りきる決意でも固めたように思える」(佐藤 2009: 107) と述べた。本論では、日本社会が昔から抱えている特有の症状、つまり指導層の「無責任」気質によって国家の危機管理能力が著しく低下してしまうという症状を、佐藤氏にならって「日本病」と呼ぶことにする。

福島第一原発がもたらした戦後最大の危機を乗り越えていくためには、日本人はこの「日本病」をも克服する必要がある。そして、我々の美德であるところの「我慢」気質がこの日本病を増長させているとしたらどうであろうか。この病気の治療を始めるためには、まず「日本病」の由来を研究してみなければならぬであろう。おそらく、我々が培ってきた社会規範の中に、この病気の原因が見つかるはずである。自らの社会規範を自覚することが、この症状を克服していくために必要不可欠であると思われる。

<sup>9</sup> 『週刊金曜日』 no.856, p.4 あるいは『週刊現代』 no.2627, pp.36-40 を参照。

## 2. 日本病の姿—政府が引き起こした不信

国民のストイックな辛抱とは裏腹に、政府・東電は事故の真相や、環境に放出された放射性物質についての正確な情報を開示することをためらい続けてきた。

2011年8月8日のニューヨークタイムズが、「日本政府の当局が、土地の狭い日本では避難活動にコストがかかり、また混乱が発生するとし、その規模を制限しようとし、また政治主導で行ってきた原子力産業に対して大衆が疑問を抱くことを避けようとしたために、不利な情報を隠蔽し、原子力災害の事実を否定することにある形に関わった」(Japanese authorities engaged in a pattern of withholding damaging information and denying facts of the nuclear disaster — in order (...) to limit the size of costly and disruptive evacuations in land-scarce Japan and to avoid public questioning of the politically powerful nuclear industry.) と報道した<sup>10</sup>。

例えば、米国の原子力規制委員会 (NRC: Nuclear Regulatory Commission) は2011年3月16日の段階で、「似たような状況下で米国内において使用されるガイドラインに基づき、NRCは、福島原発から50マイル(80km)圏内に住むアメリカ人住民は避難するのが妥当だと確信する」(Under the guidelines for public safety that would be used in the United States under similar circumstances, the NRC believes it is appropriate for U.S. residents within 50 miles of the Fukushima reactors to evacuate.) と報じたのに対して、日本政府は2011年3月18日の段階で、20～30km圏内の屋内退避の対象市町村に住民の自主避難を要請しただけである。両者の見解の違いについて、日本政府は正式な説明を行わなかった。

また、2011年3月31日の読売新聞によれば、国際原子力機関 (IAEA: International Atomic Energy Agency) が飯舘村の住民に対して避難勧告を検討するように日本政府を促したのに対して、日本政府は「国内では総合的に判断しており、現状の判断に問題ない」と答えて、この勧告を無視した。日本政府は、「総合的判断」とは何を指すのか、明確に答えることはなかった。

さらに、事故の規模について、2011年3月12日の段階で日本の保安院 (NISA: the Nuclear and Industrial Safety Agency) は国際原子力事象評価尺度 (INES: International Nuclear Event Scale) のレベル4と暫定的に評価した。これに対して、3月14日のBBCはASN(the French Nuclear Safety Authority)のアンドレ＝クロード・ラコスト局長(ASN Chief Andre-Claude Lacoste)の言葉を報じている。彼によれば、「レベル4は深刻なレベルだ」(“Level four is a serious level”) が、さらに「我々は少なくともレベル5、もしかしたらレベル6にさえ到達しているのではと感じている」(“We feel that we are at least at level

<sup>10</sup> New York Times on 8th August 2011.

[http://www.nytimes.com/2011/08/09/world/asia/09japan.html?\\_r=2&ref=world&src=me&pagewanted=all](http://www.nytimes.com/2011/08/09/world/asia/09japan.html?_r=2&ref=world&src=me&pagewanted=all)

five or even at level six”)ということだった。これに対し、日本政府は事故の深刻さを認めたのは事故から1ヶ月経った2011年4月12日であった。福島原発の事故はようやくレベル7と評価されたのだ。

事故直後から、一方で、日本政府やマスメディアは事故の規模がたいした物ではなく、国民は安全を信じて通常どおりの生活を送るように求めるメッセージを発信してきた。他方で海外のマスメディアは事故がいかに深刻であるかを報じてきた。従って、日本人は国内で報道された情報と、海外で報道された情報の間に存在しているあまりのギャップに戸惑ってきた。

政府は、「事実」は管理できるという考え方に慣れきっている<sup>11</sup>。科学者は、様々な調査を行い、その結果を政府に託している。しかし、政府は得られた科学データに基づいて、避難範囲を決定したりや安全性に関する情報を提供したりするのではない。東電の救済とか、補償金の支払い金額といった関心事項がまずあり、自分たちの計画した施策を行うために都合のよい事実が選別され公表されるのである。場合によっては、それまでの安全基準を変更してしまうことも平気である<sup>12</sup>。政府のこうした態度は、日本社会に大きな不信の渦を巻き起こしている。

70年前ならば、日本人は政府の発表を疑わなかったであろう。ところが、現代は状況が大きく異なっている。まず、日本人は国内に在住している外国人と交流しており、彼らから多くの情報を吸収している。また、ツイッターやフェイスブックを利用してインターネット上でソーシャル・ネットワークを構築しており、これらを通じて世界中の情報に触れる機会を持っている。なにより、外国語を理解できる人々が増えており、彼らは海外メディアの発信する情報をリアルタイムで読むことができるのだ。従って、国内で発表される情報と、国外で発表される情報の違いに現在の多くの国民は気づいているのだ。

今、日本人は二つの態度の間で揺れ動いている。彼らは、共同体の「和」を維持するために、政府の発表する情報を信じ、現状に妥協していく道か、自らの安全を確保するために、糾弾的になるリスクを犯して、独自の情報収集に基づいて行動を選択していく道かのどちらかを選ぶよう迫られているのだ。

---

<sup>11</sup> Wolferen 1989 の第9章を参照。

<sup>12</sup> 4月19日、日本政府は福島の子供達の間被曝限度をそれまでの1 mSV から20 mSV に引き上げた。これは原発労働者の年間被曝限度に等しい値である。内閣官房参与であった小佐古敏荘氏が、政府のこの措置に反対して辞任した。Cf.) New York Times on 30<sup>th</sup> April, [http://www.nytimes.com/2011/05/01/world/asia/01japan.html?\\_r=1&emc=tnt&tntemail1=y](http://www.nytimes.com/2011/05/01/world/asia/01japan.html?_r=1&emc=tnt&tntemail1=y) “In one of his most damaging charges, the adviser, Toshiso Kosako, drew attention to a recent government decision to allow children living near the crippled Fukushima Daiichi nuclear plant to receive doses of radiation equal to the international standards set for the public. “I cannot allow this as a scholar,” said Mr. Kosako, an expert on radiation safety at the University of Tokyo.”

### 3. 日本病の由来

これまで見てきたように、福島原発事故を受けて政府がとってきた行動は、極めて不透明である。こうした不透明性は何に由来するのであろうか。この問題を考えてみよう。

それは日本という国の指導層がもつ「無責任」気質と関係がある。近代日本の指導層の多くは、危機的な事態に直面すると、自分達の責任を回避してきた。個人の責任を皆の集団責任の中に解消し、自分の責任を無かったことにしてしまうのだ。例えば、敗戦後の日本では、「一億総懺悔」という言葉がキャンペーンとして使われ、指導層の責任が国民全員の責任に転嫁されてしまったのだった。

こうした傾向は、江戸時代まで指導層として君臨してきた武士たちの倫理観と正反対のようにみえる。武士は、自らの失敗に責任を感じたとき、自分の腹を切って自裁する習慣を持っていた。こうした習慣は近代化とともに消滅したのだが、武士の規範意識に続く新たな指導層の倫理観は近代日本では育つてこなかった。では、なぜ近代化と共に指導層の責任感が消滅していったのであろうか。この問題を分析してみよう。

これとあわせて、日本人の多くが共有している「我慢」気質の由来についても分析し、指導層の「日本病」とそれを支える市民の「我慢」気質の関係についても考察してみることしよう。

#### 3. 1 「我慢」気質の由来

1953 年に出版されたある処世術の本の中には、「お役人八則」として以下のような項目が挙げられていた。(南 1953 : 6)

- ① 平に謝るがよい。
- ② 言い訳はしないが徳。
- ③ お役人には感謝の念。
- ④ いたわりの気持ち。
- ⑤ 好意を持ってもらう。
- ⑥ 友達扱いしてはならない。
- ⑦ 公僕扱いは尚不可ぬ。
- ⑧ お役人とは心易くする。

これは市民が官僚とうまく付き合うための心得を述べたものであるが、これらの処世訓に現れているのは「長いものには巻かれろ」という考え方である。上手に生きるためには、権力者に逆らわず、ひたすら頭を下げて従うことが勧められていたのだ。こうした日本人の消極主義の淵源を求めるためには、数百年におよぶ封建時代の社会規範を振り返ってみなければならない。

明治6年(1874年)の調査の段階で、日本人に占める農民の割合は8割弱であった(家永 1954 : 208)。つまり、封建時代にはそれだけ多くの国民が被支配者層に属していたことになる。彼らは、

- ・ 下は上を尊重すべき事。



- ・ 年貢は納むべきもの。
- ・ 諸役は勤むべきもの。

といった社会規範のもと、厳しい管理下に置かれていた（同書：210）。彼らは、自由に居住地を替えることは許されておらず、食事から着る物まで細かく指図を受けていた。限られた居住地の中で、伝統的な農作業を行わねばならなかったため、彼らに進取の気質は育ちづらかったし、また社会的視野が広がるような機会もほとんど存在していなかった。彼らが不満を持つことを恐れた支配階級の武士たちは、彼らに最高の徳目としての「我慢」の重要性を説教しつつつけた。仏教哲学によれば人生とは苦痛そのものであり、また人生は無常である。武士達はこれを農民達に悟らせることで、どんな不幸な目にあっても、慌てたり嘆き悲しんだりしないような心構えを養成させたのである。（南，1953：51f）

農民達にとって、自分の所属する村が世界の全てであり、他の村の事には全く関心がもてなかった。従って、同じような立場にいる他村の農民たちと手を取り合って、権力者に対して組織的な反抗することは極めてまれであった。彼らは、所属する村落共同体の仲間たちと助け合って、自然災害や権力の横暴をやり過ごし、生活の伝統と仲間との共通の利益を守っていくこと以外には多くを望むことはなかったのだ。

こうした村人氣質というものが、現代の日本社会にも形を変えて残っている。日本人は自分の所属する集団への帰属意識が非常に強く、相手が所属集団の仲間であるかそれとも余所者であるかを非常に気に掛ける。そして、広く社会のためではなく、身近な仲間のために仕事することに生き甲斐を感じる人が多いと言える。自分が仲間の役に立っていると自覚できる時に、多くの日本人は幸福を感じるのである。日本人の多くが持つこうした気質は、日本企業が強い競争力をもった原因であろう。他方で、日本中に存在しているセクト主義はその弊害であるといえるであろう。

支配階級である武士たちは、農民階級に対して「知足思想」を植え付けることにも成功した。知足思想とは、人が自ら生まれた階級（カースト）を自分の運命として受け入れるべきだという考え方である。武士たちは、いくら財産があっても満足していなければ貧乏人と同じであり、逆に貧乏人でも満足しておれば金持ち同様であると唱え、農民たちに物質的な豊かさではなく、精神的な豊かさを求めるように仕向けたのであった。そうすることで、農民たちの心に消極主義を育て、支配者に対して抵抗することを未然に防ごうとしてきたわけであった。（南 1953：67）

こうした経過をへて、最初に述べた「長い物には巻かれろ」という考え方が日本的共同体の社会規範の中にすり込まれていくことになったと考えられる。権力者に逆らわず、暴政が行われたとしても、それを天災同様に「我慢」することに、人民は慣らされていったのである。ただし、彼らの権力への服従は相手に対する敬意に基づくものではなかった。相手の暴力をやり過ごすための、その場を取り繕うための服従であり、いわば相手に対する不信に基づく服従であったといえるであろう。

社会心理学者の南は、日本人の消極主義は身体の安全を願う気持ちから起こってくるも

ので、それは実は利己主義に通じているのだと論じた。形式的に服従しながらも、心の中では相手を軽蔑し、内心は自己の考えを曲げることはないということが、日本人の消極主義の本質だというわけである。上辺の態度や礼儀作法と心の中の本心を、日本人はそれぞれ「建前」と「本音」という言葉で表現してきた。有る状況下では、「建前」として笑みを浮かべながら、「本音」として怒りの感情を抱くこともあり得るのである。矛盾する二つの感情が形式と本質という二つの形をとって、一人の人間の中に同時に存在しえるわけである。(南 1953 : 19-20)

### 3. 2 「無責任」気質の由来

日本人の道德観を最初に西洋社会に紹介した本は、おそらく新渡戸稲造の『武士道』であっただろう。新渡戸は武士道を「武人階級の身分に伴う義務 (noblesse oblige of military class)」(新渡戸 1938 : 27) と表現した。サムライたちは、主君に対して絶対的な忠誠を誓い、主君が望むことをストイックに実行することを義務として自らに課した。主君の意見と自分の意見が異なる時は、あらゆる手段をつくして主君の非を正し、もしこれが受け入れられない場合は自裁した(新渡戸, 前掲書 : 85)。切腹は、サムライにとって身の潔白を証明する最高の機会であった。自分の腹の中に微塵の叛意も無かった事を、実際に自分の腹を割いて見せることで証明することが、切腹の第一の意味だったのである (Pinguet 1984: 邦訳 219)。

切腹は、主君の命令を果たせなかった場合にも行われた。死ぬことで、自らの非力を詫びたのである。また、戦場において敵に殺害されたり、捕縛されたりすることで自尊心を傷つけられる事を嫌ったサムライたちは、追い詰められた時にも切腹を行った。

サムライのストイックな性格をみると、彼らに責任感がなかったとは思われない。彼らは、自らの行動の帰結について大きな責任を感じていたのであり、それを敏感に感じていたからこそストイックな自裁を行ったのである。

しかし、彼らが何に対して責任を感じていたのか注意深く考える必要がある。サムライたちは主君の望みを叶えることに責任を感じただけであり、自らの行動が下層の町人や農民たちに与える影響については大きな関心を抱いていなかったのだ。サムライたちは強い特権意識を持っていたのであり、身分が下の庶民の生命や財産を軽んじていたのである。その証拠に、江戸時代には「切捨御免」の制度が認められており、サムライが庶民を刀で斬り殺したとしても咎められることはなかったのだ<sup>13</sup>。

江戸時代の中期以降、サムライたちは領国経営の手腕を磨いていった。そして、地方大名たちの中には、仁政を実践する者も出てきた。その中には、農民の生活に気を配る上杉鷹山のような人物も現れてきた(内村 1995 : 第二章参照)。彼のモットーは、

<sup>13</sup> ここで咎められないといっても、当然条件がある。庶民が支配層であるサムライの名譽を著しく傷つけたという証拠が必要であり、それを明かす証人が必要であった。単なる殺生は当然処罰の対象であった。しかし、それを差し引いても、相手の命を奪う力を持つサムライは、庶民に対して圧倒的な権力を持っていたということになるであろう。

- ・ 人民は国家に属したる人民にして我私すべき物にはこれ無く候
- ・ 国家人民の為に立てる君には、君の為に立たたる国家人民にはこれ無く候

というもので、この思想はヨーロッパの啓蒙専制君主の思想を連想させるほどである。

しかし、多くのサムライにとって、農民を慰撫することは、税金を確保するという極めて実践的な目的のために行われたのであり、鷹山の思想がサムライの間で共有され一般化されたという証拠はない（家永 1954 : 139-41）。

こう考えると、封建時代のサムライ階級は自分の上位に対してのみ責任を問われたのであって、下位の者に対しての責任は免除されてきたといえる。こうして支配層の庶民に対する無責任気質は封建時代に養成されてきたのだとみることができるであろう。

明治維新において、日本は封建制度を廃止し、西洋の近代思想に基づいて国家を再構築したと言われている。彼らは実際に、短期間の内に西洋式の憲法を制定し、立憲君主制を導入したのであった。これを受けて、西洋社会は、日本人が人権思想を理解したのだと了解し、やがて治外法権を放棄することになった。

西洋各国と対等の外交条約を結ぶという、江戸末期に立てられた政治的目標は、日本が近代的な政治体制をとることで達成された。しかし、立憲政治を導入した張本人である明治政府には人権思想を国民に普及させ、真の民主主義的な国家体制を構築する意志はなかったといえる。それは、憲法の条文を注意深く読めば、見えてくることである。大日本帝国憲法（The Constitution of the Empire of Japan）の条文を確認してみよう<sup>14</sup>。

第 27 条 日本臣民ハ其ノ所有権ヲ侵サルハコトナシ

(2) 公益ノ為必要ナル処分ハ法律ニ定ムル所ニ依ル

Article 27. The right of property of every Japanese subject shall remain inviolate.

(2) Measures necessary to be taken for the public benefit shall be provided for by law.

第 28 条 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

Article 28. Japanese subjects shall, within limits not prejudicial to peace and order, and not antagonistic to their duties as subjects, enjoy freedom of religious belief.

第 29 条 日本臣民ハ法律ノ範囲内ニ於テ言論著作印行集会及結社ノ自由ヲ有ス

Article 29. Japanese subjects shall, within the limits of law, enjoy the liberty of speech, writing, publication, public meetings and associations.

<sup>14</sup> 本文中の憲法条文（大日本帝国憲法，日本国憲法）とその英訳は『英文対訳 日本国憲法』（筑摩書房，2011 年）に拠った。

日本人の権利や自由について述べた箇所には、つねに「法律の範囲内に於いて (within the limits of law)」の一文が加えられており、これにより国民の人権を法律により制限する道が確保されたのであった<sup>15</sup>。つまり、当時のリーダー達は、憲法に述べられた人権思想を骨抜きにし、封建的支配を継続する準備を行っていたということになる。

明治期の政治的リーダー達にとって厄介な相手は人権思想ではなかった。自らが制定した憲法によって、各地で選挙が行われ国会議員が招集されるようになったのだ。国会議員は、政府の提出する予算や法案について審議する権限を与えられていたわけだが、一般市民が政治に意見を述べることは政治的リーダー達の望むところではなかった。従って、国会の力を弱めておく必要もあったのである。ここでまた大日本帝国憲法の条文を確認しておこう。

第9条 天皇ハ法律ヲ執行スル為ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ必要ナル命令ヲ発シ又ハ発セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ変更スルコトヲ得ス

Article9. The Emperor issues or causes to be issued, the Ordinances necessary for the carrying out of the laws, or for the maintenance of the public peace and order, and for the promotion of welfare of the subjects. But no Ordinance shall in any way alter any of the existing laws.

この第9条が、政府の国会に対する優越を決定的なものにした。政府は、天皇からの直接的な命令という形式を用いて、天皇の権威を利用し、超法規的な指示<sup>16</sup>を乱発する権限を得たのだ。天皇の命令は国会の干渉を受けることがなかったため、政府は自分たちの計画を自由に実行することが出来たのである。

リーダー達が国会に求めたのは政府に対する「承認」のみであった。国民が自らの手で政治的権力を行使することは、リーダー達の求めるところではなかったのである。それな

<sup>15</sup> 実際に、様々な法律が、国民の自由を規制した。その中でも悪名高いのは戦前の軍国主義体制を強化した「治安維持法」である。

<sup>16</sup> 天皇の命令という形で国民に与えられた超法規的な指示として有名なものは「教育勅語」である。これは、日本人が従うべき社会規範について述べたもので、武士の倫理観の中でも特に重要な忠義の思想を国民全員に求める内容であった。明治以降、国民は小学校で教育勅語を暗唱することを求められ、それができない児童には体罰が待っていた。教育勅語には①孝行 (Affection and Duty for one's Parents) ②友愛 (Affection and Duty for one's Brothers and Sisters) ③夫婦の和 (Concord between husband and wife) ④朋友の信 (Relationship of Mutual Trust with Friends) ⑤謙遜 (Discreetness in Word and Deed) ⑥博愛 (Philanthropism) ⑦修学習業 (Acquisition of Knowledge and Skills for Following a Certain Calling) ⑧智能啓発 (Self-advancement of one's Talents) ⑨徳器成就 (Culmination of Moral Character) ⑩公益世務 (Contribution to Society) ⑪遵法 (Compliance) ⑫義勇 (Courage to Fight for Justice) の12の徳目を重視することが求められている。

らば、最初から国会など作らねばよかつたのではないかと考えるむきもあるかもしれない。しかし、当時国外に対しては、日本が民主主義体制をとっていることを宣伝する必要があった。民主主義体制をとることは、日本に西洋文明が根付いたことをアピールする上で非常に有効であったからだ。国際社会で日本が承認を受け、一定の地位を得るために必要なことであった。

ここでも日本的な二元論が適用されたのである。すなわち、「建前」としての民主主義体制と、「本音」としての封建支配というダブル・スタンダードが国家運営に用いられたとみなすことが出来るであろう。

リーダー達は、自分たちの命令を実行する組織の構築に着手した。自分たちの手足となって働く優秀な人材を集め、これを使って官僚機構を作り出したのだ。彼らが理想としたのは、19世紀のプロイセン帝国であった。ビスマルクが官僚機構を統括して強いリーダーシップを発揮し近代化を推進している姿をみて、彼らはこれを模倣しようとしたのだ。

まず、優秀な人材を選抜するために、教育制度が確立され、その最高峰に東京帝国大学が設置されることになった。明治の初期には、この大学の法学部<sup>17</sup>の卒業生は高等文官試験を免除され、望めば誰でも政府の官僚となることができた。現在でも、東京大学の法学部を卒業することが日本におけるエリートコースの王道であり、ここが最も多くの国家官僚を輩出している。

明治のリーダー達は、国家官僚を保護し、彼らに特別な地位を与えるために大日本帝国憲法に次の条文を書き加えている。

第10条 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ条項ニ依ル

Article 10. The Emperor determines the organization of the different branches of the administration, and salaries of all civil and military officers, and appoints and dismisses the same. Exceptions especially provided for in the present Constitution or in other laws, shall be in accordance with the respective provisions (bearing thereon).

この条文により、国家官僚と軍人は天皇の保護下におかれ、人事や俸給に関して、国会や世論の干渉を受けることがなくなった。従って、この条文が新生日本に新しい特権階級を生み出したといえることができる。

勅令の名を借りた立法権と、天皇による保護を得て、官僚は勢力を強めていった。彼ら

<sup>17</sup> 法学部の卒業生が重視されたのは、彼らが大日本帝国憲法の真の意図を知る人々だったからであろう。国家官僚は、国民に人権思想を漏らさないために、この憲法が内包している建前と本音をとともによく理解しておく必要があった。法律を専攻する学生は国家の「秘密」を共有する者として優遇されたと考えることができるであろう。

は自分達の特権を「超然主義」とよび、政府が世論や議会の統制を受けないという立場を明確にした(北岡 2011 : 85)。そして、1881年には「官吏侮辱に関する特別の罪」を定めて、人民を威嚇した。人々は官吏を批判しただけでも厳罰に処せられることになったのである<sup>18</sup>。

官僚に与えられた特権は絶大で、彼らは公務の名の下に行った行為の結果に対しては人民に対して何の責任を負う必要もなかった。

例えばこんな例がある。ある時、京都医科大学(現在の京都大学医学部)の教授が神経の切断手術をした際に「医師として当然なすべき神経の縫合術」を行わなかったため、患者が不治の病にかかってしまった。患者は、医師に対して損害賠償を求める裁判を起こした。1905年(明治38年)の裁判では、この医師は無罪とされた。理由は、この医師が国立大学の教員であったことによる。国立大学の教員は官吏に含まれ、官吏の行いは国家権力の発動であるから、たとえ故意に縫合術を怠ったのだとしても損害賠償の責任はないものとされたのである(川島 1967 : 54)。

また別の例をひく。ある時、消防自動車人が人を撥ねる事故が発生し、これが運転手の過失によって引き起こされたので、被害者が運転手を訴えた。ところが、1935年(昭和10年)の判決結果では、原告の訴えは退けられ、運転手は無罪とされたのである。消防活動は「国家権力」の発動であるから一種の行政権の行使であり、たとえ故意に人をひき殺したとしても国家は全く無責任だというのが判決理由であった(川島 1967 : 51-2)。

上記のように、大日本帝国憲法によって保護されていた官吏たちは、封建時代のサムライたちが持っていた「切捨御免」にも似た免罪特権を持っていたということになるだろう。官吏たちは、公務の名のもとに行った行動によって引き起こされた他者への危害に関して、一切の責任を免れたわけである。消防自動車は、何人撥ねても責任を問われることが無かったし、医師はたとえ故意に人を殺したとしても咎められることはなかったのである。

官吏達の特権はある意味で武士階級以上である。確かに武士は、身分の下の人に対して頭を下げることはなかった。しかし、自分の主君に対しては強い責任意識を持っていたのである。たとえば、自分の判断の誤りによって、農民が訴えを起こすような事態が生じた場合、それは自分の主君の評判を落としたことになり、彼に恥をかかせたことになる。そして武士は、自分の判断の誤りを重く受け止めた場合は、自分で自分を裁いたのである。武士たちは、主君の評判を守ることに強い責任感を持っていたのであるから、行動を起こす時には常に強い緊張感をもって決断していたはずである。判断を誤ることは、死を意味していたとも言えるのである。このような武士のストイックな道德規範は、封建社会で政治が腐敗することに対して一定の抑止力となっていたはずである。(もちろん、腐敗が全く無かったと言うことはできないのだが。)

---

<sup>18</sup> 当時、国民之友記者が「封建社会を区別したる治者と被治者は依然として新日本の社会を区別せり。旧日本には武士の階級あり、新日本には官吏の階級あり」と報じている(家永 1954 : 158)。

1876年(明治9年)の廃刀令とともに、武士の道德規範はこの世を去った。武士たちは刀を持つ事を禁じられ、切腹は野蛮な行為として廃止されたのである。近代日本の官吏達は、こうした状況の中で新しい特権階級として成長した。彼らは、武士と同様に人民に対する特権を与えられ、また同時に人民に対する義務を課されなかった。しかし、何かが以前とは異なっていた。官吏たちには、たとえどんな大きな失敗を犯したとしても、自裁を求められる心配が無かったのである。この意味で、官吏達の緊張感は武士たちのそれに劣ることになったと言えるだろう。官吏の特権が武士以上だといったのは、失敗に対する責任追求がほとんど行われなくなったという意味である。

このような体制の中で、官吏たちを律したのは内面の倫理観ではなく、外部にある権威であった。所属組織の上司に対しては、ひたすら頭を下げる。上司が無理難題を押しつけてきても、不平を言わずひたすら「我慢」する。そして、上司に認められ出世すると、ついに彼らは「我慢」することを止める。官吏達は権力の中心に近づけば近づくほど、隠し持っていた「利己主義」を爆発させたのだ。

丸山真男は戦前の官吏達の行動様式を次のように要約している。

官僚なり軍人なりの行為を制約しているのは少なくとも第一義的には合法性の意識ではなくして、ヨリ優越的地位に立つもの、絶対的価値体にヨリ近いものの存在である。国家秩序が自らの形式性を意識しないところでは、合法性の意識もまた乏しからざるをえない。法は抽象的一般者として治者と被治者を共に制約するとは考えられないで、むしろ天皇を長とする権威のヒエラルキーに於ける具体的支配の手段にすぎない。(丸山 1969 : 20-21)

こうしてみると、現代日本の官界に見受けられる「無責任」気質は、近代日本の官僚たちが持っていた特権意識に由来していることがわかるであろう。明治の政治リーダー達は、自分たちの命令を効率よく実行する官僚機構を構築し、軍隊の拡張や産業構造の改革を短期間で終わらせた。官吏たちは、人民に対しては横暴であっても、政治的リーダーに対しては従順であったのであり、彼らの勤勉な努力のおかげで日本は近代化に成功したといえる。しかし、この成功が大きかった分、支払った政治的代償もまた大きかったのである。明治維新を達成した政治的リーダーたちの多くは、下級武士の出身であり、彼らはサムライの倫理観を身につけた人々であった。彼らは明治天皇に対する忠誠心が厚く、国家を発展させることに強い使命感をもって望んでいた。ところが、彼らが構築した教育制度や官僚機構は、広く国家や社会について責任感を持つ「真のエリート<sup>19</sup>」を養成する仕組みを持っていなかった。リーダー達が人民に教えたのは「我慢」のみである。そして、よく我慢して学業に励んだ者は官僚機構に登用されたのだが、出世の階段を一つ上がるごとに彼ら

---

<sup>19</sup> ここで「真のエリート」とは、権限を持つことに責任が伴うことを自覚している者のことを指す。

は「我慢から解放」されていったのだ。丸山が「軍隊内務令の繁雑な規則の適用は上級者に行くほどルーズになり、下級者ほどより厳格となる。(丸山 1964 : 21)」と指摘したが、これと似たようなことは官僚機構全般に当てはまることだったのである。

明治の政治的リーダーたちは、自分たちの指示をよく聞く従順で、なおかつ能力の高い者達を育てることには成功したのだが、自分たちに替わる新しいリーダーを育てる仕組みを何ら用意出来なかった。そして、彼らに寿命が訪れた。このことはつまり、人民の生活の安寧に気を配ることに責任感を持つ者達が居なくなってしまったことを意味する。これは明治の政治リーダーたちの大きな失敗であった。彼らは、自分たちに寿命があることを考慮して制度設計を行わなかったのだ。このことが面従腹背型の人材を集中させた指導層の「無責任」気質を生み出したと見ることができるだろう。

### 3. 3 戦後期の社会規範と日本病

明治の政治リーダーが去ったあと、彼らが残した空席に収まったのは当時の階層構造のトップにいた者達であった。すなわち、官僚機構の実力者たちが政治家に鞍替えし、政治リーダーの座につくようになったのだ。具体的にいえば、内閣制度発足から第二次世界大戦終結までの30人の首相のうち、27人が官僚出身者であった。

新しいリーダー達は古いリーダー達ほどつよい主導権を発揮することができず、しばしば官僚機構の都合に振り回されるようになっていった。日本の官僚は、国益という総合的な視点を持たず、省益と呼ばれる自分の所属集団の利益を求めて行動するようになっていったのだ。1984年にコレージュ・ド・フランスで行われた講義の中で、梅棹忠夫は高級官僚試験の合格者の中に占める武士階級出身者の割合が年を追うごとに減少していったと指摘した。1880年代には75%を占めていたのが、1890年代には50%になり、1910年代には20%となっていたという<sup>20</sup>(梅棹 1990 : 524)。このことは、日本の官僚機構の中に農村出身者が多く組み込まれるようになっていったことを意味している。これはつまり、官僚機構の中に村社会の規範意識が取り込まれていったことを意味する。村社会の規範意識とは、自分の目の届く範囲に存在している共同体の利益を最優先に考える思考様式である。これは裏を返せば、自分の所属する共同体の外は「別世界」であり、それについては「我関せず」という思考様式であったということが出来るのである<sup>21</sup>。

各省はそれぞれ村社会の規範意識で行動したので、予算の奪い合い、権力範囲の奪い合いに明け暮れていくことになる。やがて陸軍省と海軍省が他の省を抑えて主導権を握り、軍国主義体制を構築し、日本を無分別な戦争へ陥れていくことになったのは周知の事実であろう。

<sup>20</sup> 梅棹は武士階級出身者が権力の座から降ろされ、官僚たちが平等な競争試験の勝利者として権力の座についたことを強調した。そして彼らの権力は、彼らが「業績主義という新しい理想」を体現したことで正当化できると述べた。しかし、これまで述べたように、彼らの権力を後ろで支えたのは彼らの実力だけではない。法による保護と、天皇の権威が彼らの権力を支えたという点を見過ごしてはならないのである。

<sup>21</sup> 家永 1954:21 を参照。



梅棹は、同じ講義の中で、戦後日本社会の歩みを「無階層社会」化の過程として説明した。梅棹は、現代日本社会の中でもっとも際だった原則の一つは平等主義だと述べ、日本社会から社会的階層の区別や、それに由来する特権が廃止されたと主張した。彼は次のような例を挙げて、自分の考えを説明した（梅棹 1990 : 514-17）。

- ・ 貴族階級の消滅…公爵，侯爵，伯爵，子爵，男爵の称号の廃止（1947年）
- ・ 財閥解体（dissolution of the big financial combines）…富の集中の解消
- ・ 農地改革（agrarian reform）…大土地所有制度の廃止
- ・ 企業での先端科学技術の導入…ホワイトカラーとブルーカラーの階級差の廃止
- ・ 大衆新聞紙やテレビの普及…文化的格差の解消
- ・ 教育制度の改革…小学校，中学校教育の無償化による教育の機会均等化

確かに、日本国憲法の制定以降、日本社会は大きく様変わりした。人民はそれまででは考えられないほどの保護を受けるようになり、自らの思想を述べる自由も得た。そして教育や労働の機会も広がった。

しかし、梅棹は重要な点を見逃していたようである。すなわち、彼の議論の中には戦前の官僚機構がどのように継承されたのかが分析されていなかったのである。連合軍総司令部は、占領を平穏に保ちたいという動機から、憲法の改正と軍人や一部の政治家や財界人を公職追放することで満足し、官僚機構そのものについては追放を受ける人間の人選を官僚自身に任せてしまったのである。ウォルフレンは「追放を解かれた官僚が公職に復帰するのと奇妙に時を合わせて実施された“レッド・パージ”（共産黨員もしくは“共産党的”思想の持ち主とみなされた官僚1000人以上と社員1万1千人近くが職を失った）のため、1950年までには占領軍の公職追放の効果はほとんど無に帰していた（Wolfereen 1989 邦訳〔下〕：223）」と論じている。官僚機構は、敗戦のダメージをほとんど受けずに継続していったというわけである<sup>22</sup>。

その後の日本国民にとって不幸であったのは、官僚機構内部の職業倫理（つまり国民に対する優越意識と、「無責任」気質）が温存されたことである。たしかに、憲法上の公務員の位置づけは大きく変わった。現行の日本国憲法では公務員を次のように規定している。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

(2) すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

Article 15. The people have the inalienable right to choose their public officials and to dismiss them.

(2) All public officials are servants of the whole community and not of any group thereof.

しかし、憲法の条文を変えただけで、官庁の構成メンバーを取り替えなかったことで、「無責任」気質が組織の中に温存することになったことは容易に想像することができる。先に挙げた「お役人八則」の中に、「公僕扱いは尚不可ぬ」という言葉が挙げられていたことか

<sup>22</sup> 戦中と戦後の官僚機構の連続性については水谷（2013）の第6章にも詳しい。

らも、上記の事が裏付けられるであろう。

戦後の民主教育の中で、日本人は天皇に対する忠誠心を教育されることはなくなった。しかし、現代の子供達は過酷な「試験地獄」の中に投げ込まれることで、「我慢」することを覚えていく。日本の多くの子供達は親たちから一流企業に入社することを期待されている。そして、こうした企業に入社するためには一流大学を卒業する必要がある。また、一流大学に入学するためには一流高校に入学することが求められ、さらに一流高校に入学するために一流の中学に入学することが求められる。極端な家庭では、3歳児に家庭教師をつけて一流幼稚園への入園準備をさせることもある。彼らは人生のごく初期から詰め込み教育を受けるのだが、そこで求められるのは独創性や洞察力ではない。「官界と経済界が高く評価するのは、創造性よりも、持続性、献身的な態度、そして記憶力である(Wolferen 1989 邦訳 [上]: 205)」から、若者たちは試験が終わればその後はあまり役に立ちそうもない知識でも、数年間かけてなるべく多く記憶しなければならない。彼らは記憶力を問う試験でよい成績を出すことで、官界や経済界に求められている徳目が自分に備わっていることを証明しなければならないのだ。日本国憲法の内容についても、15歳の間の数週間教えられるだけであり、それもしばしば入試に出題されるからという理由だけで教えられるのである。若者たちはロックやルソーという名前を記憶しなければならないが、そうした思想家たちが何を考えたかについて詳しく学ぶ機会は与えられない。彼らのうちの大半は、膨大な量の記憶作業によって思考力を削がれ、自分の政治意識を培う機会を逸したまま社会人になるのである。

戦後の日本では、経済的成功を収めることが、国家にとって最大の目標であった。この目的を達成するために、政府、官界、経済界は協同して取り組んできた。彼らは国民に多くを要求した。長時間労働、低賃金、過酷な試験地獄などがそれである。国民はこれらを受け入れ、また良く「我慢」した。その結果として、日本の経済力は爆発的な成長を遂げたのだった。

しかし、こうした経済発展の影に「無責任」気質を原因とする大きな失敗もあった。高度経済成長期に、多くの工場が産業廃棄物を自然界に投棄したことにより、日本各地で大規模な環境破壊が発生したのだが、政府は当初この問題に対して積極的に取り組まなかった。これが後に大きな失敗を生む結果となった。

日本においてもっとも有名になった公害は、水俣で発生したメチル水銀中毒による慢性神経系疾患である。1953年に発生したこの病気が公害と認定されたのは1967年である。発生から14年間は病気の原因がメチル水銀であることが認められなかったため、患者を増やし続けることになってしまった。このとき、政府と企業は経済活動の減速を恐れたため、共謀して事実の隠蔽を行おうとした。1977年になって、公害を発生させた企業の社長や工場長たちの刑事責任が明らかとなった後も、国家はその責任を認めようとしなかった。官僚たちは自分たちの行動の結果に対して責任をとるという発想を持ち合わせていなかったのである。1993年になって、国と熊本県の過失責任を認める判決がようやく下ったが、こ

の結果が出るまでに実に40年という歳月が流れてしまった。

日本人の「我慢」気質と「無責任」気質は、日本の権力構造を支える規範意識の表面と裏面である。この権力構造の中では下にいけばいくほど「我慢」を求められ、上にいけばいくほど「無責任」を許される。若者たちは、友人と遊ぶ時間や好きな本を読む時間を犠牲にして詰め込み勉強をすると、その代償として自分たちに特権が与えられると教えられる。つまり、人よりもずっと「我慢」した者は、人よりもずっと「我慢から解放」されるというわけである。こうした構造の中では、自分の直属の上司への服従心と、所属集団の「和」を乱しては行けないという考え方以外に行動を律する規範が存在せず、また遵法意識も上層に行くに従って希薄になる。従って一度誰かが権力構造の中で上部に這い上がり、しかる後に利己主義を爆発させたとしても、それを止める者は周囲にいないのである。つまり、日本の権力構造の中では、自分の持つ権限に見合うだけの義務感や責任感を涵養する機会が存在しないということになる。

上記のような権力構造を持つ社会の中では、人々は責任者不在のまま集団の慣性に従って運動をしていく運命を担わされている。このような社会は方向転換をすることが苦手であるし、また失敗に直面した時にこれを反省し、その経験を未来の成功のために活かすということが苦手なのである。日本社会のこうした特性こそが「日本病」の症状といえるであろう。

#### 4. 知識が保証する特権—彼らはなぜ隠蔽するのか？

これまで分析してきたことを踏まえて福島原発事故について考察してみよう。日本政府や東京電力が情報提供に積極的でない理由として、以下のようなことが考えられる。

第一に、彼らが国策として自身が推進してきた原子力発電について、国民が批判するための材料を与えたくないからという理由が考えられる。

官僚機構は、高度の記憶力と忍耐力を試される試験に合格した者達で構成されている。彼らの特権を保証するのは、知識あるいは情報の量なのである。知識は彼らの権威の源であるので、民間に自分たちが持つ知識や情報が出回るとは彼らの権威を目減りさせることになる。従って、自分たち自身で解釈や検討が終わるまでは、データも情報も開示したくないという考え方が生じているのだろう。民間の知性を信用せず、また官界の人材以上の資質を持つ人間がいた場合でも、それが民間にいる限りは協力を仰ぎたくはないということになる。権威が目減りすることが、何より許せないからである。

第二に、彼らが、責任のキャッチボールを始めたからという理由が考えられる。

日本の指導層は、行政権の発動である自らの行為についてはその結果に責任を負う必要がないという考え方に慣らされてきた。原子力発電は国家主導で進められてきた事業であるし、それが経済発展を実現する上で役に立つ以上、国民になんらかの害が及んでも、国民はそれを「我慢」すべきだという考え方は、今も官僚機構の中に残っている可能性が高い。しかし、日本国憲法下ではこのような考え方は認められていない。政府に過失が認め

られれば、政府の側が謝罪や補償に応じる必要があるのだ。

普段は、責任を取るという可能性を考えずに仕事をしているので、一度事故が生じれば、彼らはパニックに陥る。組織の出世競争の中で、官僚たちは役職を次々と替えていく。何らかの事故が起きた時、その時点でたまたま自分が責任を負うべき立場についていたとすると、彼らは「自分は運が悪かった」としか考えられない。他の誰かが負ってもよかった責任を、なぜ自分だけが負わねばならないのか、という考えが先にたってしまうのだ。これは、権限をもつということに責任が伴うという理解が共有されていないために生じる発想である。

彼らは自分の責任を回避するために、所属組織の外や部下に責任を投げようとする。結果としてデータや情報の隠蔽が生じてしまう。データや情報を国民に開示すれば、その内容を批判する者に対して、開示した組織が責任を負わねばならなくなる。そこで、情報そのものを無かったことにしてしまえば、誰もがこの責任から回避する逃れることが出来るというわけだ。

福島の事故後、文部科学省は、スピーディ (Speedi = System for Prediction of Environmental Emergency Dose Information) というコンピューターシステムを使って、放射性物質の拡散予報を計算していたにも関わらず、このデータを開示しなかった。スピーディの責任者は、津波によって福島原発に設置されていたセンサーが破壊されてしまい、現場サイトから放出されている放射能の強さが分からなくなってしまったため、「正確な」情報を出せなくなったので、情報を開示しなかったと説明した。彼は「放出された放射能の強さが分からなければ、避難を要請するかどうかについて自分たちは責任を負うことができない<sup>23</sup>」 (“Without knowing the strength of the releases, there was no way we could take responsibility if evacuations were ordered.”) と述べたのだった。スピーディの責任者が心配していたのは、福島県民の健康ではなく、自分と組織にかかる責任についてだったのである。

第三に、彼らが、一般市民の認識力や判断力に対して不信感を抱いているからという理由が考えられる。

政府や官僚、そして東京電力は「パニックの発生」を抑えるために、情報提供のタイミングや、情報の質と量をコントロールしたという。これは、彼らが国民の認識力や判断力に不信感を抱いているということを意味している。彼らは、事実を知れば、国民が暴動を起こす可能性があると考えていたのだ。実際のところはどうかであっただろうか。東北の人々は、コミュニティの秩序を保つために冷静に行動したし、現在も避難先でお互いに助け合いながらなんとか平和を維持しようと努めている。

---

<sup>23</sup> New York Times on 8<sup>th</sup> August,

[http://www.nytimes.com/2011/08/09/world/asia/09japan.html?\\_r=2&ref=world&src=me&pagewanted=all](http://www.nytimes.com/2011/08/09/world/asia/09japan.html?_r=2&ref=world&src=me&pagewanted=all)

特権階級が人民を卑下する習慣は江戸時代から続く伝統であるが、こうした伝統こそが、逆に人々が政府や東京電力に対して不信感を招く結果となっていることを、彼らはまだ気づいていない。

## まとめ

世界が賞賛した日本人の「我慢」気質は、残念ながら本論で考察してきた「日本病」を増長させる可能性があるようだ。

「我慢」気質は、仏教哲学に由来する自然観や人生観から派生してきた価値観であり、これにより、大きな災害に見舞われた場合にも日本人は自分を見失わず、冷静さを失わずに行動することが出来た。これは「我慢」気質がもつ積極的な側面である。

しかし、人災を天災同様に自分の運命として受け止めてしまう傾向があることは問題である。人が引き起こした災害について、その原因の分析を放棄してしまえば、同じような災害を予防することが出来なくなってしまう。実際に、水俣の経験がありながら、日本は福島で同じような過ちを犯しつつあるのである。

日本人は、社会的な問題を個人の内面で解消することには限界があるということを知る必要があるのではないだろうか。つまり、個々人が人生の儚さを受け入れ、身に降りかかった災難を我慢するだけでは、決して社会全体の失敗を反省することにはならないということを見せねばならない。今回の場合は、「絶対安全」という神話を情報統制によってばらまいてきた政府や電力会社が、事故を発生させたことにより人々を裏切った。指導層はこの「負け」を認めるべきであるし、人々は「誰」の「どのような判断」が失敗を発生させたのか追求する必要がある。

指導層の「無責任」気質という日本病は、明治時代の政治リーダーが短期間に近代化を成し遂げるためにつくった官界という特権階級の中で育った気質である。これは封建時代には存在していなかった新しい気質であるといえるであろう。太平洋戦争終了後も、この気質が官界の中に残ってしまったことは、日本にとって不幸である。この気質を改めるためには、権限を持つことにもなる義務や責任の存在について教育するための仕組みを新たに構築することが重要である。そのためには、教育制度の抜本的な見直しが必要となってくるであろう。

「我慢」と「無責任」の相補的な関係は、指導層とそれに迎合する人々の「和」の中で保たれてきた。しかし、大規模な人災の発生によってその「和」はすでに乱されてしまった。むやみに「我慢」し続けたとしても、それに報いてくれる者はすでにいないのだということを理解し、新しい社会とそれにあつた新しい社会規範の構築を模索しはじめねばならないであろう。

この問題を簡単に「水に流し」てはならない。人間を本来無垢で清い存在であると見なす神道では、人が罪を犯してしまったとしても、この罪を清らかな水の流れに入って洗い清め取り去ることが出来ると考えてきた。しかし、このような大らかな価値観で対処すれ

ば、問題を大きくするだけである。情報を隠蔽する罪も、放射能それ自体も、水や時間の流れで消し去ることは出来ないのだと覚悟して取り組んでいく必要がある。

## 参考文献

- Ikegami, Eiko (1995) *THE TAMING of the SAMURAI –Honorific Individualism and the Making of Modern Japan* (Harvard University Press) (『名誉と順応—サムライ精神の歴史社会学—』森本醇 (訳), NTT 出版, 2000)
- Pinguet, Maurice (1984) *La mort volontaire au Japon* (Paris:Gallimard) (『自死の日本史』竹内信夫 (訳), 講談社 (学術文庫), 2011)
- Wolferen, Karel van (1989) *The Enigma of Japanese Power: People and Politics in a Stateless Nation* (London: Macmillan London Limited) (『日本／権力構造の謎(上・下)』篠原勝 (訳), 早川書房 (文庫), 1994)
- 天野郁夫 (2006) 『教育と選抜の社会史』筑摩書房 (学芸文庫)
- 家永三郎 (1954) 『日本道徳思想史』岩波書店 (全書セレクション)
- 内村鑑三 (1995) 『代表的日本人』鈴木範久 (訳), 岩波書店 (文庫)
- 梅棹忠夫 (1990) 『梅棹忠夫著作集第7巻 日本研究』中央公論社
- 加藤久晴 (2011) 「“懐柔”と“報復”の果てに—電力会社のテレビコントローラー—」『大震災・原発事故とメディア』所収, 大月書店
- 川島武宜 (1967) 『日本人の法意識』岩波書店 (新書)
- 久野収 (2010) 『久野収セレクション』佐高信 (編), 岩波書店 (現代文庫)
- 小出裕章 (2010) 『隠される原子力・核の真実—原子力の専門家が原発に反対するわけ』創史社
- ちくま学芸文庫編集部 (編) (2011) 『英文対訳 日本国憲法』筑摩書房 (学芸文庫)
- 鶴見俊輔 (2001a) 『戦時期日本の精神史 1931～1945年』岩波書店 (現代文庫)
- (2001b) 『戦後日本の大衆文化史 1945～1980年』岩波書店 (現代文庫)
- 戸川行男 (2010) 『孝行無用』弘文堂 (アテネ文庫)
- 戸部良一・寺本義也・鎌田伸一・杉之尾孝生・村井友秀・野中郁次郎 (1991) 『失敗の本質—日本軍の組織論的研究』中央公論新社 (文庫)
- 新渡戸稲造 (1938) 『武士道』矢内原忠雄 (訳), 岩波書店 (文庫)
- 本田義憲 (1968) 『日本人の無常観』日本放送出版協会
- 丸山眞男 (1961) 『日本の思想』岩波書店 (新書)
- (1964) 『現代政治の思想と行動』未来社
- 水谷三公 (2013) 『シリーズ日本の近代 官僚の風貌』中央公論新社 (文庫)
- 南博 (1953) 『日本人の心理』岩波書店 (新書)
- 和歌森太郎 (2010) 『日本人の交際』弘文堂 (アテネ文庫)